

札幌方面静内警察署との地域の安全・安心に関する協定

締結日 令和4年7月20日

★協定の内容

1. 当金庫および静内警察署は、日常の業務を通じて地域の安全を見守る活動（ながら見守り活動）を行う
2. 当金庫は、ながら見守り活動中において、不審者の出没や犯罪・事故の発生、住民の安否情報等、住民の安全確保に関わる情報を知り得た場合は、静内警察署に対して通報を行う
3. 当金庫は、ながら見守り活動中において、犯罪や事故等に巻き込まれた住民を発見した場合は、必要な措置をとり、静内警察署に対して通報を行う
4. 当金庫は、ながら見守り活動中において、飲酒運転等の悪質運転に関する情報を知り得た場合は、静内警察署に対して通報を行う
5. 静内警察署は、当金庫に対し、ながら見守り活動が円滑かつ適切に行われるよう、随時、犯罪被害防止及び交通安全に関する方法や資料等、活動に必要な物品の提供を行う